

通達甲（交．規．実）第3号

令和7年2月25日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領の制定について

このたび、別添のとおり、緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領を制定し、令和7年2月25日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、緊急通行車両等の確認事務等の実施要領の制定について（平成24年12月26日通達甲（交．規．規3）第18号）は廃止する。

別添

緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及びこれらの法律（大震法を除く。）の規定に基づき実施される交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定のあった車両の確認に関する事務の円滑かつ適性を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

緊急通行車両等の確認等に係る事務手続については、災対法、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。「大震法施行規則」という。）、原災法、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）、国民保護法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年法

律第275号。以下「国民保護法施行令」という。)等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 防災基本計画 災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。
- 2 防災業務計画 災害法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。
- 3 地域防災計画 災対法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。
- 4 指定行政機関 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- 5 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 6 指定公共機関 災対法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- 7 緊急交通路 災対法第76条第1項の規定に基づき公安委員会が指定する道路の区間をいう。
- 8 標章 災対法施行規則別記様式第4の標章又は大震法施行規則別記様式第7の標章をいう。
- 9 証明書 災対法施行規則別記様式第5の「緊急通行車両確認証明書」又は大震法施行規則別記様式第8の「緊急輸送車両確認証明書」をいう。

第4 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 確認の対象とする車両

- (1) 災害発生時に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長(以下「関係所属長」という。)は、災害が発生し、又は正に発生しようとしているとき(以下「災害発生時」という。)に、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関又は指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認(以下「災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。)を行うものとする。

- (2) 災害発生時前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

警察署長は、前(1)の規定にかかわらず、指定行政機関等が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両については、これらの車両の使用者等の申出により災害発生時前に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

2 確認手続に係る留意事項

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行う際の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両であることの確認の申出を行うことができる者

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を行うことができる者は、指定行政機関等の長又は指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される計画がある車両の使用者若しくは管理責任者のほか、契約等により常時指定行政機関等が実施する災害応急対策に使用される計画がある車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

関係所属長は、災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

関係所属長は、別記様式第1の「緊急通行車両確認証明書交付簿」を自所属に備え付け、災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(3) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合の取扱い

ア 災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出と、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる緊急通行車両であることの確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出とを同時に受けた場合は、有効期限が同じとなるときに限り、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ申出のあった車両の用途を記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

イ 先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、原災法施行令に基づき緊急通行車両であることの確認の申出又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、有効期限が同じとなるときに限り、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、前（3）の規定と同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

3 災害発生時前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害発生時前に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行う際の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 申出先

緊急通行車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

(2) 申出の際に必要な書類等

ア 災対法施行規則別記様式第3の「緊急通行車両確認申出書」(以下「申出書」という。)

イ 添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 申出に係る車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証」という。)

の写し(一般原動機付自転車については、原動機付自転車標識交付証明書の写し)

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用される計画等があることを確認できる次の書類

a 当該車両が災害応急対策を実施するために使用される計画があることを示す防災基本計画、防災業務計画等の書類の写し

b 指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等が実施する災害応急対策に使用される計画がある車両又は災害発生時に他の関係機関、団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、あわせて、契約書の写し、輸送協定書の写し又は当該車両を使用する事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等(指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるものに限る。)の写し

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者が使用する車両であることを確認できる次の書類

指定行政機関等で作成された災害応急対策に使用する車両の一覧又は指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類

ウ その他の留意事項

(ア) 前イの各書類のうち、同一の内容が記載されているものについては、申出者から必要以上に添付を求めることがないよう留意するものとする。

(イ) 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があった場合において、申出書の「番号標に表示されている番号」欄のみ記載が異なり、その他の記載内容が同一であるときは、「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載させること等により申出書を1通にすることができるものとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

関係所属長は、東京都公安委員会から交付を受けた緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）に係る車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、前（２）のイの添付書類を省略できるものとする。この場合において、可能な限り届出済証の返還を求めるものとする。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して５年後の日付とする。ただし、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等が実施する災害応急対策に使用される計画がある車両又は災害発生時に他の関係機関、団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書、契約書等において当該輸送協定書、契約書等に満了日等が記載されている場合であつて、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日から起算して５年未満の日付であるときは、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

4 災害発生時における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害発生時に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行う際の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 申出先

警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置する交通検問所

(2) 申出の際に必要な書類等

前３の（２）と同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

災害発生時に、指定行政機関等から緊急の要請により、災害応急対策を実施するための車両として使用される場合において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であることを確認する書類を添付することができないとき、災害発生時前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両がやむを得ない事由で使用できず、当該車両以外の車両を使用せざるを得ないときその他社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができるものとする。この場合において、受理した申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

関係所属長は、公安委員会から交付を受けた届出済証に係る車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、前３の（３）と同様に取り扱うものとし、

届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して手続を行うものとする。

なお、申出に必要な書類については前記3の(2)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

前3の(4)と同様とする。

5 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項の変更、再交付及び返納）

(1) 標章及び証明書の記載事項の変更

ア 関係所属長は、交付を受けた標章及び証明書の記載事項に変更が生じた旨の申出を受けた場合は、当該標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の「緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書」及び変更した事項を確認する書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄にはその経緯を記載するものとする。

イ 変更後の標章及び証明書の有効期限は、変更前と同じ日付とする。

(2) 標章及び証明書の再交付

ア 関係所属長は、交付を受けた標章又は証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出を受けた場合は、残存する当該標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の「緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書」を提出させ、申出者に新たな標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄にはその経緯を記載するものとする。

イ 前アの標章及び証明書の有効期限は、亡失等の前と同じ日付とする。

(3) 標章及び証明書の返納

関係所属長は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者から次のいずれかについて申出を受けた場合又はその事実を把握した場合は、当該標章及び証明書を速やかに公安委員会（交通規制課規制実施係経由）に返納させるものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄にはその経緯を記載するものとする。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用される計画等がなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章又は証明書を発見し、又は回復したとき。

6 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

(1) 関係所属長は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所において緊急交通路の通行を求めてきた場合は、標章を確認するとともに、証明書の提示を求めて実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認し、現に災害応急対策を実施する

ため運転中の車両であることを判断するものとする。

(2) 関係所属長は、交通検問所において緊急通行車両を通行させる場合は、別記様式第2の「緊急交通路通行車両管理簿」に必要事項を記載するものとする。

(3) 警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路通行車両管理簿の記載内容の結果を別に交通規制課長が定める時期に通知するものとする。

7 指定行政機関等に対する指導等

関係所属長は、指定行政機関等に対して、災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。この場合において、公安委員会から交付を受けた届出済証の車両に係る使用者に対しては、可能な限り災害発生時前に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出をするように周知を図るものとする。

第5 緊急交通路の交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 緊急交通路の交通規制の対象から除外する車両の事前届出

交通規制課長は、緊急通行車両以外の車両であって、災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、緊急交通路の交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）の確認に係る事前届出（以下「規制除外車両の事前届出」という。）を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

規制除外車両の事前届出の対象となる車両は、災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出の対象とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両とする。この場合において、災害応急対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別のナンバープレートを有しているものについては、事前届出の対象としないものとする。

- (1) 医師、歯科医師、医療機関その他医療に従事する者が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材その他医療で用いるものを輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 事前届出に係る留意事項

規制除外車両の事前届出の受理を行う際の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事前届出を行うことができる者

規制除外車両の事前届出を行うことができる者は、前2に規定する車両の使用者又は管

理責任者とする。

(2) 事前届出の際に必要な書類

ア 別記様式第3の「規制除外車両事前届出書」（以下「事前届出書」という。）

イ 添付書類は次のとおりとする。

(ア) 車検証の写し（一般原動機付自転車については、原動機付自転車標識交付証明書の写し）

(イ) 次に掲げる書類

a 前2の(1)に規定する車両については、医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

b 前2の(2)に規定する車両については、医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

c 前2の(3)に規定する車両については、患者等搬送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるものに限る。以下同じ。）

d 前2の(4)に規定する車両については、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真

(3) 警察署長が事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長は、自署管内に車両の使用の本拠を有する当該車両の使用者又は管理責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、公安委員会（交通規制課規制実施係経由）に当該事前届出書等を送付するものとする。

(4) その他の留意事項

重機輸送用車両に係る事前届出については、建設用重機と同一の使用者によるものに限って受理することとし、写真は建設用重機を積載した状況のものとする。

4 除外届出済証の交付等

(1) 除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出を受理した場合は、別記様式第3の「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。この場合において、前3の(3)の規定により警察署長から送付を受けた事前届出書等に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付するものとする。

(2) 除外届出済証の再交付等

ア 交通規制課長は、除外届出済証の交付を受けた者から当該除外届出済証に係る事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは

破損した旨の申出を受けた場合は、新たに事前届出書を提出させ、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

イ 警察署長は、前（１）後段の規定により経由して除外届出済証の交付を受けた者から前アの申出を受けた場合は、新たに事前届出書の提出を受け、その旨を交通規制課長（規制実施係経由）に連絡した上で公安委員会（交通規制課規制実施係経由）に送付するものとする。この場合において、交通規制課長は、当該警察署長を経由して再交付を行うものとする。

(3) 除外届出済証の返納

交通規制課長及び警察署長は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該除外届出済証に係る車両が規制除外車両として使用されなくなった旨の申出を受けた場合又はその事実を把握した場合は、速やかに当該除外届出済証を公安委員会（交通規制課規制実施係経由）に返納させるものとする。

(4) 事前届出の処理経過

交通規制課長及び警察署長は、別記様式第４の「規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）」を備え付け、事前届出書の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(5) 事前届出をした者等に対する指導等

交通規制課長及び警察署長は、規制除外車両の事前届出をした者等に対して、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証と車検証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

5 災害発生時における確認手続に係る留意事項

災害発生時に規制除外車両であることの確認を行う際の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 規制除外車両であることの確認の申出先については、第４の４の（１）と同様とする。
- (2) 関係所属長は、除外届出済証に係る車両の使用者から規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合は、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第５の「規制除外車両確認申出書」（以下「除外申出書」という。）及び別記様式第６の「規制除外車両確認証明書」（以下「除外証明書」という。）に必要な事項を記載させた上、提出を受けるものとする。
- (3) 関係所属長は、規制除外車両であることの確認を行った場合は、標章及び除外証明書を交付するものとする。この場合において、除外申出書に記載されている車両の用途を除外証明書に記載するものとする。

(4) 関係所属長は、別記様式第7の「規制除外車両確認証明書交付簿」を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、交通部長が別に指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日付とするものとする。

(5) 関係所属長は、除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合は、除外届出済証の交付を受けていないものからの申出に優先して手続を行うものとする。

(6) 災害応急対策に従事する自衛隊車両等であって特別のナンバープレートを有しているものについては、規制除外車両であることの確認を必要とはしないが、災対法の規定に基づく緊急交通路の交通規制から除外するものとする。ただし、災害発生時、在日米軍が災害応急対策に使用するため日本国内で調達した車両については、米軍の車両とみなし、標章及び除外証明書を交付するものとする。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

(1) 緊急交通路が設定された直後は、前記2に規定する事前届出の対象とする車両に対してのみ規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(2) 規制除外車両の事前届出をした車両以外の規制除外車両であることの確認の申出先は、前第4の4の(1)と同様とし、確認の際に必要な書類は、前記2の(1)から(4)までに規定する車両に応じた前記3の(2)と同様とする。

(3) 交通部長は災害発生後の災害の状況、緊急交通路における車両の通行の状況等により、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。この場合においても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付するものとする。

第6 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

関係所属長は、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認(以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。)等、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、前第4及び第5の規定に準じて取り扱うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、標章及び証明書の交付並びに届出済証の交付を受けている車両の取扱いについては、次のとおりとする。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の「緊急輸送車両確認証明書交付簿」を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの事項を行うものなのかを明らかにした上で、具体的に輸送を行う人員又は品名を記載するものとする。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生時前に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出とを同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、単一の標章を交付することとし、証明書についてはそれぞれの証明書を交付するものとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

関係所属長は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなし、取り扱うものとする。

第7 その他

関係所属長は、緊急通行車両等の災害発生時前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、ホームページ、チラシ等を活用し、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

整理番号 (

署
課

) 号)

<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用		<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 第 号 <input type="checkbox"/> 原子力災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用	
規制除外車両事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱責任者役職 氏 名		規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会	
番号標に表示されている番号		備考	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部（交通規制課）に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職 氏 名			
活動地域			
※ この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日	
東京都公安委員会 殿 規制除外車両確認申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
活動地域	
車両の 使用者	住所 () 局 番
	氏名又は名称
緊急 連絡先	住所 () 局 番
	氏名
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 規制除外車両確認証明書 東京都公安委員会	
番号標に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
活動地域	
車両の 使用者	住所 _____ () _____ 局 _____ 番 氏名又は名称 _____
有効期限	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

